
プロジェクト	実務対応 一 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 363 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 363 回企業会計基準委員会（2017 年 6 月 30 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いの検討の今後の進め方について、聞かれた主な意見をまとめたものである。
2. 事務局の提案に対し、次の意見が聞かれた。

会計基準で定める対象範囲について

3. 会計基準で定める仮想通貨の対象範囲は、仮想通貨交換業者で取り扱う仮想通貨を十分に評価対象とすべきことから、事務局提案のとおり、資金決済法の対象になる仮想通貨を全般に取り扱う方針とすべきであるとする。

仮想通貨の売却取引の認識時点について

4. 明確にルール化できるかどうかは別としても、例えば、リスクと経済価値の移転や支配の移転という観点を踏まえて、一定の判断基準を設けるべきであるとする。

仮想通貨が資産として取り扱い得るかどうかについて

5. 事務局提案である仮想通貨は資産として取り扱い得るとする方針には同意するが、将来 IFRS において仮想通貨を取り扱った場合にどのように取り扱われるかを予想するために、例えば IFRS の概念フレームワークに照らしての検討を追加してはどうか。

仮想通貨交換業者における顧客からの預かり資産の会計処理について

6. 仮想通貨交換業者が顧客から預かった仮想通貨は、実質的に顧客が仮想通貨を支配していると考えられるため、仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上すべきではないとする。
7. 自己の仮想通貨と顧客の仮想通貨の暗号鍵等の保管場所を明確に区分して保管する点については金融庁の事務ガイドラインに記載があるが、当該事務ガイドラインを踏まえて仮想通貨交換業者が採用する分別管理の方法によっては会計処理に影響を与えるのではないか。

仮想通貨の期末評価の会計処理について

8. 仮想通貨の期末評価に関する事務局の提案は、時価評価と取得原価評価を組み合わせるという考え方であり概ね考え方は相違しないが、ビットコインほどの十分な流動性を伴わない仮想通貨から安易に評価益を計上すべきではなく、原則として取得原価で評価することとし、流動性が高く回転率が高いものに限って、実務上の便法として時価評価することを認めるということではどうか。
9. 仮想通貨の期末評価に関する事務局の提案について結果的に同意するが、説明の仕方が異なると考える。すなわち、活発な市場が存在する仮想通貨は誰が保有しても同じ価値であり、いつでも自由に誰でも同じ価値で売却できることから時価評価がなじむということではないか。
10. 仮想通貨は値動きが非常に激しく、評価を行う際の時価に関して十分な考慮が必要であると考えられる。
11. 時価評価と取得原価評価のいずれを原則とするかは、評価を行う際の時価として何が適切であるかも含め、説明のしやすさや証明のしやすさを十分に検討したうえで決定すべきであると考ええる。

以 上